

西脇 警察署の速度取締指針 (令和7年1月～6月)

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、**重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。**

※ 規制速度は県内の区間によっても異なることがあります。

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道175号	6:00～22:00	50km/h、60km/h
国道427号	6:00～22:00	40km/h、50km/h

各路線選定の理由

- 国道175号 …… 交通事故発生件数が多いため
- 国道427号 …… 道路交通環境から交通事故の危険性が高いため

西脇 警察署管内における交通実態等

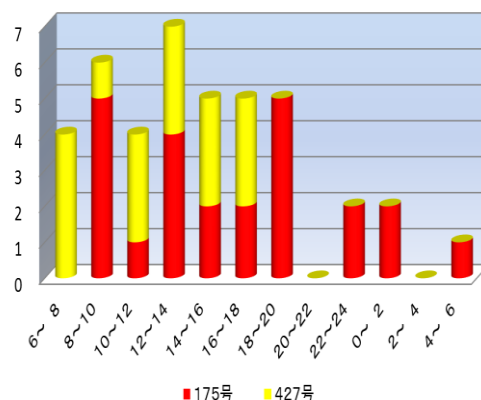
○ 令和5年中の交通事故発生状況

- ・ 人身事故が102件発生し、死者は2人、傷者は116人となっています。
- ・ 重点路線では、人身事故が24件、死者1人、傷者が30人となっています。

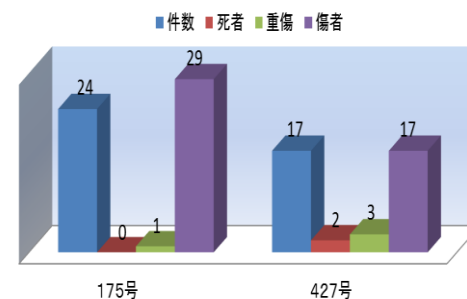
○ 過去3年間（R4年～R6年）上半期における重点路線での発生状況（下図参照）

人身事故が41件発生し、死者は2人、重傷4人、傷者46人となっています。

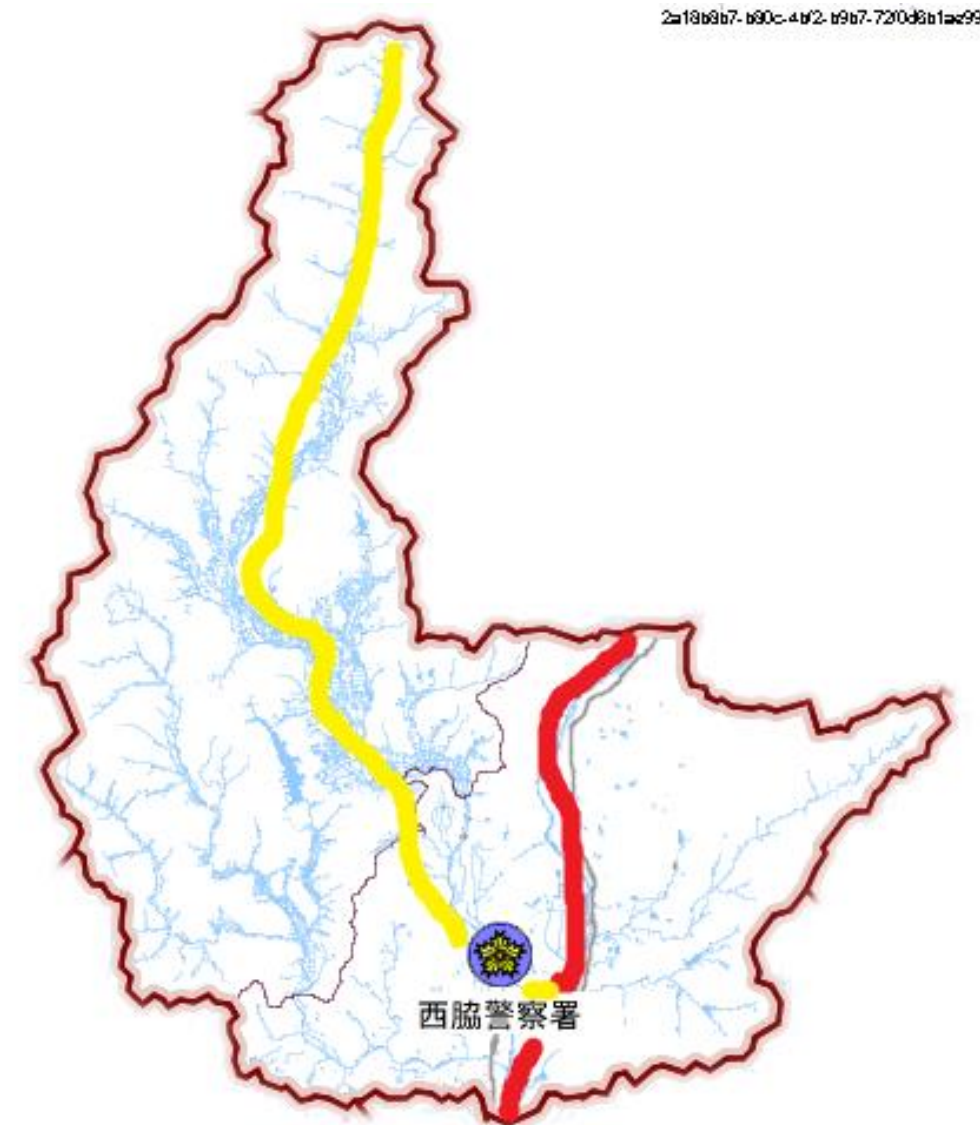
主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



西脇 警察署管内



「この地図は、国土院の提供による。国院の提供による地図を複製したものである。[地図番号: 28情報: 第433号]」